

四半期報告書

(第85期第3四半期)

自 2019年10月1日
至 2019年12月31日

株式会社 電業社機械製作所

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものです。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでいます。

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	5

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(5) 大株主の状況	6
(6) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	11
四半期連結損益計算書	11
四半期連結包括利益計算書	12
2 その他	14

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月13日
【四半期会計期間】	第85期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	株式会社電業社機械製作所
【英訳名】	DMW CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高執行役員社長 土屋 忠博
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北1丁目5番1号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は、下記「最寄りの連絡場所」で行っています。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	静岡県三島市三好町3番27号
【電話番号】	055(975)8221
【事務連絡者氏名】	取締役 上席常務執行役員管理本部長 彦坂 典男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社電業社機械製作所大阪支店 (大阪市中央区南本町2丁目6番12号) 株式会社電業社機械製作所名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目4番18号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第84期 第3四半期連結 累計期間	第85期 第3四半期連結 累計期間	第84期
会計期間	自2018年4月1日 至2018年12月31日	自2019年4月1日 至2019年12月31日	自2018年4月1日 至2019年3月31日
売上高 (千円)	8,291,680	8,799,469	18,327,793
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△45,338	△480,351	1,812,908
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)又は親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	△50,410	△353,205	1,239,996
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△207,752	△267,134	1,094,233
純資産額 (千円)	17,323,028	17,954,596	18,625,014
総資産額 (千円)	22,570,002	23,360,287	26,751,450
1株当たり四半期純損失(△)又は1株当たり当期純利益 (円)	△11.56	△82.21	285.02
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	76.8	76.9	69.6

回次	第84期 第3四半期連結 会計期間	第85期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自2018年10月1日 至2018年12月31日	自2019年10月1日 至2019年12月31日
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△) (円)	6.18	△3.40

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれていません。
3. 第84期第3四半期連結累計期間及び第85期第3四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 第84期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間の世界経済は、米中貿易摩擦長期化や中東情勢不安定化の影響などにより、世界的に貿易量が減少し、製造業を中心に減速傾向となりました。米国では個人消費は緩やかに増加しているものの、設備投資や輸出に弱い動きが続き、欧州では輸出の鈍化による製造業の低迷や、英国のEU離脱問題の影響もあり、景気の減速感が強まりました。また、アジア新興国では、中国で貿易摩擦激化の影響による成長鈍化が続いており、インドで景気の鈍化が鮮明となったほか、他の新興国でも輸出の減速などを背景に成長率の低下が見られました。わが国経済も海外経済減速の影響による輸出や生産の弱さが続いており、製造業を中心に景気の停滞感が強まる状況となりました。

このような中で、当第3四半期連結累計期間における受注額は、大型案件の受注があった官需部門をはじめ、国内民需部門、海外部門の全てで好調であったことから、前年同期に対し150.2%の202億76百万円と大幅に増加しました。売上高については、官需部門と海外部門が前年同期に比べて増加したことから、前年同期に対し106.1%の87億99百万円となりました。一方、利益については、前年同期に比べて利益率の低い案件の売上が集中したことから、営業損失5億97百万円（前年同期営業損失1億29百万円）、経常損失4億80百万円（前年同期経常損失45百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失3億53百万円（前年同期親会社株主に帰属する四半期純損失50百万円）となりました。

なお、当社グループの売上高は、公共事業物件の割合が高いため連結会計年度末に集中する傾向があり、四半期別の業績には季節的変動があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比べ、33億91百万円減少し233億60百万円となりました。これは、仕掛品の増加13億1百万円などがあったものの、受取手形及び売掛金の減少46億57百万円、現金及び預金の減少5億41百万円、有価証券の減少3億円などがあったことによるものです。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末の総負債は、前連結会計年度末と比べ、27億20百万円減少し54億5百万円となりました。これは、前受金の増加6億88百万円などがあったものの、支払手形及び買掛金の減少22億64百万円、未払法人税等の減少5億74百万円などがあったことによるものです。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末と比べ、6億70百万円減少し179億54百万円となりました。これは、利益剰余金の減少6億97百万円などがあったことによるものです。

この結果、自己資本比率は、76.9%（前連結会計年度末69.6%）となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、基本方針という。）を定めており、①基本方針の内容、②基本方針の実現に資する取組みの概要、③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要、④上記③の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由は次のとおりです。

①基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をするために必要な時間や情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉を行う必要があると考えています。

②基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は、当社グループの企業価値向上を実現するための直近の中期経営計画を実施し、推進しております。

また、当該中期経営計画期間及びそれ以降につきましても引き続き時々の経営課題に対処し、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2018年6月28日開催の第83回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の継続について株主の皆様の承認を受けています。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

本プランの概要は以下のとおりです。なお、本プランの全文は、次の当社ウェブサイトに掲載しています。

<http://www.dmw.co.jp/>

(ア)対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(a)又は(b)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(a)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(b)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(イ)意向表明書の当社への事前提出

買付者等に対し当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）の提出を求めます。

(ウ)本必要情報の提供

上記(イ)の意向表明書の提出があった場合には、買付者等に対し、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様の判断、並びに、当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）の日本語での提供を求めます。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様の判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(エ)取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(a)対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(b)その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(a)(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示します。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

(オ)取締役会の決議

当社取締役会は、上記(エ)の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

(a)買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置の発動の決議を行うことができるものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の決議に先立ち、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合、下記(カ)に定める手続きを行うものとします。この場合、当社取締役会は、下記(カ)に定める株主総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

(b)買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

(i) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合であっても、当該大規模買付け等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、対抗措置の発動が相当であると思われる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に關し、株主の皆様の意思を確認するために下記(カ)に定める手続きを行うものとします。この場合、当社取締役会は、下記(カ)に定める株主総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

(ii) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合には、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(カ)株主意思の確認

当社取締役会は、上記(オ)(b)(i)に該当する場合、及び、上記(オ)(a)に該当しつつ当社取締役会が必要と認める場合、対抗措置の発動の是非に關し株主の皆様の意思を確認するために、株主総会に対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとします。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催します。また、対抗措置の発動の是非に関する株主総会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(キ)対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記(オ)の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(ク)大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

(ケ)対抗措置の具体的な内容

当社取締役会が上記(オ)に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(キ)に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することができます。

(コ)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2021年6月開催予定の定期株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④上記③の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランの設計に際し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(ア)買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(イ)当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、または当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、当社取締役会が、株主の皆様のために買付者等との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(ウ)株主意思を重視すること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付け等を行おうとする場合であって、かつ当社取締役会の決議だけで対抗措置の発動を決議する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置の発動について株主の皆様の意思を直接確認するものです。

また、本プランの有効期間は、2021年6月開催予定の定時株主総会終結の時までですが、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

(エ)合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(オ)デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1億34百万円となりました。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	19,107,600
計	19,107,600

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） (2019年12月31日)	提出日現在発行数（株） (2020年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,776,900	4,776,900	東京証券取引所 市場第二部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株です。
計	4,776,900	4,776,900	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2019年10月1日～ 2019年12月31日	—	4,776	—	810,000	—	28,739

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 480,700	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,289,500	42,895	同上
単元未満株式	普通株式 6,700	—	—
発行済株式総数	4,776,900	—	—
総株主の議決権	—	42,895	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が400株（議決権4個）含まれています。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式51株が含まれています。

② 【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社電業社機械製作所	東京都大田区大森北 1丁目5番1号	480,700	—	480,700	10.06
計	—	480,700	—	480,700	10.06

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7, 586, 933	7, 045, 932
受取手形及び売掛金	※ 10, 294, 913	※ 5, 637, 818
電子記録債権	※ 2, 768	—
有価証券	300, 673	—
仕掛品	2, 001, 085	3, 302, 894
原材料及び貯蔵品	103, 499	102, 295
その他	128, 642	613, 496
貸倒引当金	△310	△308
流動資産合計	20, 418, 204	16, 702, 128
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2, 418, 461	2, 386, 634
その他（純額）	1, 224, 823	1, 246, 747
有形固定資産合計	3, 643, 285	3, 633, 382
無形固定資産		
投資その他の資産	143, 764	146, 857
投資有価証券	2, 170, 328	2, 418, 555
繰延税金資産	135, 246	217, 648
その他（純額）	280, 939	275, 033
貸倒引当金	△40, 318	△33, 318
投資その他の資産合計	2, 546, 195	2, 877, 919
固定資産合計	6, 333, 245	6, 658, 159
資産合計	26, 751, 450	23, 360, 287

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※ 4,716,107	※ 2,451,231
未払法人税等	591,562	16,917
前受金	698,157	1,386,964
受注損失引当金	288,096	357,516
製品保証引当金	60,195	41,685
役員賞与引当金	78,367	47,835
その他	※ 1,518,026	※ 929,738
流動負債合計	7,950,512	5,231,888
固定負債		
退職給付に係る負債	75,765	78,543
繰延税金負債	2,648	3,843
その他	97,509	91,415
固定負債合計	175,923	173,802
負債合計	8,126,435	5,405,690
純資産の部		
株主資本		
資本金	810,000	810,000
資本剰余金	111,319	111,319
利益剰余金	17,956,973	17,258,979
自己株式	△779,689	△838,184
株主資本合計	18,098,602	17,342,113
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	761,611	865,693
繰延ヘッジ損益	△494	△10,188
為替換算調整勘定	△111,083	△138,501
退職給付に係る調整累計額	△123,620	△104,521
その他の包括利益累計額合計	526,412	612,483
純資産合計	18,625,014	17,954,596
負債純資産合計	26,751,450	23,360,287

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
売上高	8,291,680	8,799,469
売上原価	6,304,644	7,285,101
売上総利益	1,987,036	1,514,368
販売費及び一般管理費	2,116,204	2,111,444
営業損失(△)	△129,168	△597,076
営業外収益		
受取利息	1,423	4,106
受取配当金	66,357	81,993
受取賃貸料	55,158	53,031
その他	11,293	11,662
営業外収益合計	134,232	150,793
営業外費用		
支払利息	2,300	—
固定資産処分損	21,950	11,636
賃貸費用	13,126	12,995
支払保証料	5,621	7,947
その他	7,403	1,490
営業外費用合計	50,402	34,069
経常損失(△)	△45,338	△480,351
特別利益		
固定資産売却益	23,296	—
特別利益合計	23,296	—
税金等調整前四半期純損失(△)	△22,042	△480,351
法人税、住民税及び事業税	37,665	3,852
法人税等調整額	△9,297	△130,998
法人税等合計	28,368	△127,146
四半期純損失(△)	△50,410	△353,205
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△50,410	△353,205

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純損失（△）	△50,410	△353,205
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△163,848	104,082
繰延ヘッジ損益	9,168	△9,693
為替換算調整勘定	△15,100	△27,417
退職給付に係る調整額	12,438	19,099
その他の包括利益合計	△157,342	86,070
四半期包括利益	△207,752	△267,134
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△207,752	△267,134

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権

四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしています。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権が四半期連結会計期間末日残高に含まれています。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
受取手形	29,724千円	5,527千円
電子記録債権	1,998	—
支払手形	214,803	236,027
その他（設備関係支払手形）	2,160	5,022

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間（自2018年4月1日 至2018年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自2019年4月1日 至2019年12月31日）

当社グループの売上高は、公共事業物件の割合が高いため、連結会計年度末に集中する傾向があり、四半期別の業績には季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	327,938千円	343,375千円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	154,161	35.0	2018年3月31日	2018年6月29日	利益剰余金
2018年11月8日 取締役会	普通株式	172,944	40.0	2018年9月30日	2018年12月7日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	172,942	40.0	2019年3月31日	2019年6月28日	利益剰余金
2019年11月14日 取締役会	普通株式	171,845	40.0	2019年9月30日	2019年12月12日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当社グループは、風水力機械の製造・据付・販売を専ら事業としており、製品の性質、製造方法、販売市場等の類似性から判断して単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純損失（△）	△11円56銭	△82円21銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失（△）（千円）	△50,410	△353,205
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純損失（△）（千円）	△50,410	△353,205
普通株式の期中平均株式数（千株）	4,359	4,296

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第85期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）中間配当については、2019年11月14日開催の取締役会において、2019年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議しました。

- | | |
|----------------------|-------------|
| ①中間配当による配当金の総額 | 171,845千円 |
| ②1株当たりの金額 | 40円00銭 |
| ③支払請求権の効力発生日及び支払い開始日 | 2019年12月12日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月13日

株式会社電業社機械製作所

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 剛樹 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井澤 依子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社電業社機械製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社電業社機械製作所及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月13日
【会社名】	株式会社電業社機械製作所
【英訳名】	DMW CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高執行役員社長 土屋 忠博
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北1丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社電業社機械製作所大阪支店 (大阪市中央区南本町2丁目6番12号) 株式会社電業社機械製作所名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目4番18号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役土屋忠博は、当社の第85期第3四半期（自2019年10月1日 至2019年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。